

1. 件名:第359回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、第29回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合、第44回東海再処理施設安全監視チーム会合、第17回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合の4会合対応に係る面談

2. 日時:令和2年7月6日(月) 17時00分~17時40分

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、細野企画調査官、来住管理官補佐、本多主任安全審査官、川末主任安全審査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官

原子力規制庁原子力規制部核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 次長 他21名

5. 要旨

(1)原子力機構から、本日開催された第359回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、第29回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合、第44回東海再処理施設安全監視チーム会合、第17回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合((合同開催)の議題2「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設等)の保安規定の変更認可申請について」)において、原子力規制庁からの指摘事項に対して、原子力機構から趣旨確認の発言があったため、原子力規制庁から、以下の通り指摘内容を改めて伝えるとともに、当該指摘に対し適切に対応するよう求めた。

○原子力機構の全拠点共通の指摘事項

- ✓事業者検査の独立性について、どのような者が検査を実施するのか。例えば、「検査実施責任者は、検査対象となる設置工事を実施した者とは別の者とする。」など、どのような者が検査を実施するのか具体的に記載すること。
- ✓施設管理目標について、施設管理の重要度の高いシステムに対する定量的な目標の設定において、ただし書きで、「目標設定をすべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。」という記載があるが、加工規則には除外規定はないことに留意すること。
- ✓既許可において環境モニタリングの実施に係る記載がある場合には、それを担保するために環境モニタリングに係る実施者、体制を保安規定に規定すること。

- ✓品質管理基準規則とその解釈を保安規定へ反映することについて、今回の保安規定変更認可申請では記載が不足している点が散見される。このため、記載が不足している点を精査し、保安規定に記載するか、あるいは下部規定に定める旨の記載を検討すること。

○人形峠加工施設を対象とした指摘事項

- ✓加工規則では、保全区域を設け、標識等で他の場所と区別し、必要性に応じて人の立入制限等の措置を講ずることが新たに規定された。このため、保安規定において保全区域に係る規定を定めること。
- ✓放射線測定器の使用方法(測定及び評価の方法を含む)、排気監視設備、排水監視設備の使用方法を定めることになっていることから、使用方法を具体的に明らかにすること。
- ✓工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を定めることになっているため、臨界に達しないようにする措置を具体的に明らかにすること。

(2)原子力機構から、以下の発言があった。

- ✓事業者検査の独立性、施設管理目標、品質管理基準規則の解釈、環境モニタリング及び保全区域の設定に係る指摘の趣旨は理解した。
- ✓核燃料物質の運搬及び貯蔵における臨界に達しない措置に係る指摘については、現行保安規定の記載に照らして精査する。
- ✓放射線測定器の使用方法(測定及び評価の方法を含む)、排気監視設備、排水監視設備の使用方法に係る指摘については、現行保安規定の記載で十分と考えており、具体的に明らかにした上で次回の会合で説明する。

6. その他(各案内ページのリンクを貼り付け)

- ・[第359回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合\(合同開催\)](#)
- ・[第44回東海再処理施設安全監視チーム\(合同開催\)](#)
- ・[第29回もんじゅ廃止措置安全監視チーム\(合同開催\)](#)
- ・[第17回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合\(合同開催\)](#)